



令和 2 年 度

滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)受験案内

滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(高校卒業程度)受験案内

滋賀県人事委員会

受付期間	令和2年8月3日(月)～9月3日(木) (郵送の場合は消印有効)
第1次試験日	令和2年9月27日(日)
試験地	大津市

*試験に関する問い合わせおよび受験申込みは

滋賀県人事委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(県庁東館6階)
 電話 077-528-4454 FAX 077-528-4970
 E-mail jinji-i@pref.shiga.lg.jp
 URL https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/



1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所等の地方機関、各行政委員会事務局、県立学校等	一般行政事務
警察事務	3人程度	警察本部各課または警察署等	一般事務(深夜、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。)
総合土木	1人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(高校卒業程度)

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
小・中学校事務	13人程度	滋賀県内の市町立の小中学校、中学校または義務教育学校	情報処理、台帳整理、出納会計事務、給与事務、備品管理等の事務

◎小・中学校事務職員は、勤務先の小・中学校または義務教育学校の属する市町の職員となりますが、任命は滋賀県教育委員会が行い、給与は滋賀県が支給することとなります。なお、原則として県職員との人事交流はありません。また、各学校における事務職員の配置は原則として1人です。

9 日本国籍を有しない者の任用について

(1)日本国籍を有しない者は、各任命権者が定める一部の職(「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度が強いもの)以外の職に任用されます。

【日本国籍を有しない者の任用が制限される職務(代表例)】

○公権力の行使に該当する業務例

- 税の徴収、滞納処分
- 学校法人の設立認可
- 訪問販売業務の停止命令
- 産業廃棄物処理業の許可、業務停止命令
- 高圧ガス製造等の許可、立入検査
- 老人ホームの設置認可
- 保健医療機関等への立入検査
- 児童福祉施設等への入所措置
- 食品営業施設の営業停止命令等
- 農地転用許可
- 貸金業者業務停止命令
- 道路法等に基づく許認可
- 開発行爲許可

○公の意思の形成への参画に該当する職

部長級、次長級、課長級・参事級の職のうち、県行政について企画・立案および決定に参画する職

(2)日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、下記開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、人事委員会事務局までお越しください(ただし、土曜日、日曜日および祝日は、受付を行いません)。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

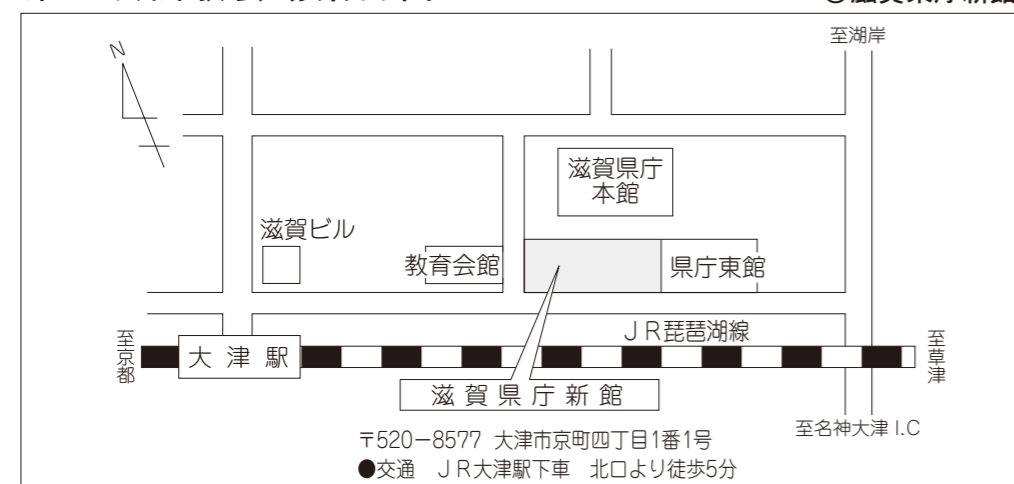
試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位ならびに教養試験および専門試験の各正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局 (大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点を合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

参考

◇令和元年度初級試験および市町立小・中学校事務職員採用試験実施結果

試験区分	受験者数	第1次合格者数	最終合格者数	競争率
一般事務	21人	20人	4人	5.3倍
警察事務	23	16	4	5.8
総合土木	4	4	2	2.0
小・中学校事務	28	22	9	3.1

第1次試験会場案内図



試験会場への自家用車の乗り入れはできません。



古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています

2 受験資格

平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（学歴・性別は問いません。）

なお、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋賀県職員として（小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - エ 日本国籍を有しない者（警察事務の試験区分に限る。）
- ※ 警察事務以外の試験区分については、日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない職員は任用が制限されます。詳しくは、「9 日本国籍を有しない者の任用について」をご覧ください。

3 試験の日時および場所

	日 時	場 所
第1次試験	9月27日(日) 受付開始 9時00分 着 席 9時20分 試 験 9時40分～13時00分（総合土木以外） 9時40分～16時00分（総合土木）	滋賀県庁（新館入口で受付） 大津市京町四丁目1番1号
第2次試験	10月中旬に実施しますが、詳細は第1次試験合格者に通知します。	

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、試験日時、場所等が変更となる場合があります。変更となった場合は、詳細について滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)に掲載します。

4 試験の方法および内容

試験	種目・方法	配点	内 容
第1次試験	総合土木以外 択一式 (2時間)	200点	公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力についての筆記試験（高等学校卒業程度）50問出題、全問必須解答とします。 出題分野：文章理解⑧、判断推理⑨、数的推理⑥、資料解釈②、人権①、県関連①、社会科学⑥、人文科学⑩、自然科学⑦
	総合土木 択一式 (2時間)	100点	
	専門試験 (総合土木のみ) 択一式 (2時間)	100点	専門的知識および能力についての筆記試験（高等学校卒業程度） 出題分野：数学・物理・情報技術基礎⑩、土木基礎力学⑧（構造力学③、水理学③、土質力学②）、測量②（以上20問は必須解答）、土木構造設計②、社会基盤工学⑤、土木施工⑤、農業土木設計②、水循環⑦、農業土木施工③、農業に関する知識①（以上25問中20問は選択解答）
	適性検査	—	公務員として必要な適性についての検査（第1次試験合格者のみ判定を行います。）
第2次試験	作文試験	100点	文章による表現力等についての筆記試験
	口述試験	300点	人物についての個別面接および集団討論による試験
合 計		600点	

◎試験および検査の出題は、全て日本語で行います。

◎択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆などと消しゴム）を持参してください。

◎使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等の使用はできません。）

◎試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身につけていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となります。

◎試験問題の例題を滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて公表しています。

◎出題分野の丸数字は、出題予定数であり、変更する場合があります。

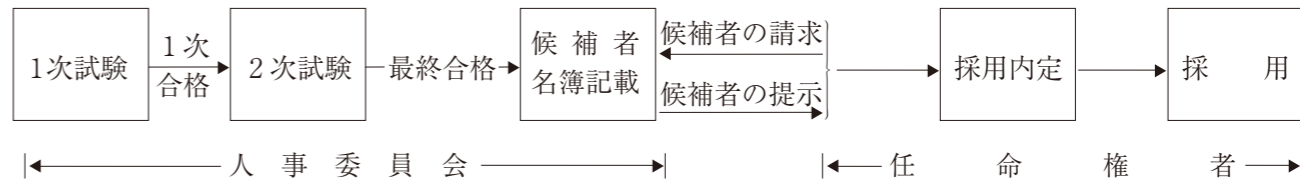
5 合格者の発表

	時 期	方 法
第1次試験 合格者発表	10月上旬（具体的な日時は、第1次試験の際連絡します。）	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、合格者に通知します。
最終合格者 発 表	10月下旬（具体的な日時は、第2次試験の際連絡します。）	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、受験者全員に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載されたのち、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (3) 採用は、令和3年4月1日の予定です。

《 採用までの流れ 》



7 給 与

- (1) 給料は、高校卒は月額166,517円、短大卒・高専卒は月額178,341円（いずれも地域手当を含みます。）で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。
- (2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 受験手続および受付期間

受験申込みは、必ず以下のいずれかの方法により行ってください。

申込方法 および 受付期間	○インターネットにより申し込む場合【推奨】 インターネットによる申込みが可能な環境にある方は、できるだけインターネットで申し込んでください。 県ホームページ右上の「県政情報」から「人事・採用」→「滋賀県職員採用ポータルサイト」へ進み、「令和2年度滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）受験案内、滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）受験案内」のページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。 受付期間 8月3日(月) 午前9時～9月3日(木) 午後5時まで ※使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申し込みください。 ・ 申込書を持参または郵送する場合 申込書に必要事項を記入し、 滋賀県人事委員会事務局に提出してください。 申込書の記入にあたっては、記入上の注意および受験票の記入方法をよく読んで記入してください。なお、申込みの際、写真は必要ありません。 受付期間 8月3日(月)～9月3日(木)
	○持参の場合 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分に受け付けます。（ただし、祝日は受付を行いません。） ○郵送の場合 9月3日までの消印のあるものに限って受け付けます。封筒の表に赤字で「初級受験」または「小中受験」と書いて、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。この場合、受験票の所定欄に必ず63円切手を貼り、あて先を明記してください。

◎初級試験と市町立小・中学校事務職員採用試験を同時に申し込むことはできません。

▷申込書を受理した場合は、受験票を交付（インターネットによる申込者には受験票送付メールを送信。郵送による申込者には受験票を郵送。）しますが、9月9日(水)までに受験票が到着しないときは、滋賀県人事委員会事務局に問い合わせてください。

▷受験票には受領後、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

▷受験番号は第1次試験当日受付において指定します。

▷身体に障害があり、特別の措置（車椅子の使用や拡大文字による受験等）を必要とする場合は、必ず申込の際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。

▷受験申込受理後は、試験区分の変更は認めませんので注意してください。

▷自然災害等による試験日程の変更およびその他の緊急連絡は、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。